

平成22年6月第262回定例会 議員提出議案及び審査結果

(6月18日提出)

- 発議第1号 財政の健全化を求める意見書案 (6月18日原案可決・賛成多数)  
〔賛成：自民、公健 / 反対：民主、共産、林檎、社県〕
- 発議第2号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書案 (6月18日原案可決・賛成多数)  
〔賛成：自民、林檎 / 反対：民主、公健、共産、社県〕
- 発議第3号 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書案 (6月18日原案否決・賛成少数)  
〔賛成：民主 / 反対：自民、公健、共産、林檎、社県〕
- 発議第4号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書案 (6月18日原案可決・賛成多数)  
〔賛成：自民、公健、共産、林檎、社県 / 反対：民主〕
- 発議第5号 小規模認知症高齢者グループホームの防火体制強化を求める意見書案  
(6月18日原案可決・賛成多数)  
〔賛成：自民、公健、共産、林檎、社県 / 反対：民主〕
- 発議第6号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書案  
(6月18日原案可決・賛成多数)  
〔賛成：自民、公健、共産、林檎、社県 / 反対：民主〕
- 発議第7号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書案  
(6月18日原案否決・賛成少数)  
〔賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎〕
- 発議第8号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案  
(6月18日原案否決・賛成少数)  
〔賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎〕

(6月23日提出)

- 発議第9号 青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例案  
(6月23日原案可決・満場一致)
- 発議第10号 市町村に対して、稲わらの有効利用の促進を図るための施策の実施と焼却等の処分  
を防止するための対策の徹底を求める決議案 (6月23日原案可決・満場一致)
- 発議第11号 地上デジタル放送への円滑な移行を求める意見書案  
(6月23日原案可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 公健＝公明・健政会 共産＝日本共産党  
林檎＝クラブ林檎 社県＝社民党・県民クラブ

---

## 財政の健全化を求める意見書案

(発議第1号・原案可決)

わが国の財政は世界的な景気後退の中で税収が大きく減少し、国と地方を合わせた長期債務残高が今年度末に862兆円に達するなど、危機的な状況にある。

平成22年度予算で歳出が膨らんだ要因が財源の裏付けのないマニフェストにあることは明らかである。子ども手当などに象徴される理念なき政策は国民の財政に対する不信感、将来に対する不安感を増幅している。歳出と歳入を一体的に改革し、財源の裏付けのある社会保障制度を確立することが急務である。

よって、国会および政府におかれては、財政を健全化するため、以下の施策を推進されることを強く求める。

1. 年金、医療、介護などの社会保障制度をさらに充実させるため、経済状況の好転と税金の無駄遣いの撲滅を前提に、消費税を含む税制の抜本改革を行うこと。
2. 子ども手当を全面的に見直し、保育所の整備・拡充や幼児教育無償化など、子育て家庭が真に必要なとするサービスを実施すること。
3. 公務員の天下りの根絶、独立行政法人などでの税金の無駄遣いの撲滅など、徹底した行政改革を行うとともに、国家公務員人件費を2割削減すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年6月18日

青森県議会

## 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書案

(発議第2号・原案可決)

選択的夫婦別姓制度の導入は多くの問題点が指摘されている。たとえば、国家の基礎的単位である家族の絆の問題、夫婦別姓を選択すれば、必ず子供は両親のどちらかとは違う「親子別姓」となる。また、一度夫婦別姓を選択した後は、子の姓は夫婦のどちらかに統一され、その後の変更は認められない。

また、他人から見ても誰が親子関係なのか分かりにくい状況が生じ、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなる。そして、学校や会社や一般社会においても姓で呼び合う文化・習慣が多い中、夫婦・親子が別姓になることは、特に子供に与える影響が深刻なものになると思われる。親子関係をめぐる痛ましい事件が起きている今日において、更に家族の一体感を喪失してしまわないか懸念される。

また、現行制度における女性の社会進出に伴う不都合については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などによって解消していくべきと考える。

現在、選択的夫婦別姓制度について政府・与党内において意見統一がなされておらず、最近行われた世論調査においても反対が賛成を上回っているという結果が出ている。まさに国家の根幹部分に関わる問題について拙速に結論を出すことは許されない。

よって、日本の伝統文化や家族の絆を崩壊させる恐れがある選択的夫婦別姓制度を導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年6月18日

青森県議会

## 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書案

(発議第3号・原案否決)

政府は、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するために、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げました。

この目標達成のための取組みは、国民のライフスタイルの変革を促し、技術革新による新たな産業の創出及び就業の機会の拡大を通じて経済成長を促すための柱となるものです。

特に、国による高い国際競争力を有する低炭素型産業の育成が不可欠であり、そのための設備投資支援やランニングコスト支援等、地域特性を活かした将来性のある低炭素型産業の集積により青森県をはじめとする地域経済の安定的発展と雇用の創出を促すものです。

また、低炭素・循環型社会を実現していくために、植林や間伐材等の森林整備に対する恒久的な定額助成制度の創設も不可欠です。

25%削減は、既に、我が国の国際公約として認知されており、目標を達成するためには、あらゆる政策を総動員していかなければなりません。そのために、各政策を強力に推進していくための根幹となる基本法が必要です。

よって、本議会は、政府に対し、地球温暖化対策の基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、そして、温暖化効果ガス排出削減に関する中長期目標、政策の基本的な方向性が明記された「地球温暖化対策基本法」の速やかな制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成22年6月18日

青森県議会

## 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書案

(発議第4号・原案可決)

平成21年度大学卒業者の就職率は、今年4月1日時点で91.8%となり、前年同期比3.9%減となりました。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるために敢えて留年する「希望留年者」を生み出しています。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、“未就職新卒者”は実質的に20万人以上に上るとみられます。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している一といった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題といえます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、すみやかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請します。

### 記

1. 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、企業、大学の間で新しいルールを策定すること
2. 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

青森県議会

## 小規模認知症高齢者グループホームの防火体制強化を求める意見書案

(発議第5号・原案可決)

今年3月13日未明に発生した札幌市の認知症高齢者グループホームの火災は、入居者7名が亡くなるという大変悲惨な結果となりました。

以前にも平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出しました。

政府は平成18年長崎県大村市での火災を受け、平成19年6月に消防法施行令を一部改正し、認知症高齢者グループホームにおける防火体制の強化を図りました。平成21年度からは、厚生労働省も「既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業」でスプリンクラーを設置する施設に対し交付金措置を行うなど、対策を進めてきました。

しかし、今回札幌で火災が起こった施設は、スプリンクラー設置基準である275㎡未満の施設であり、こうした小規模施設がこれからも増加する傾向にあることから、防火体制の強化に向けて以下の点を政府に対し要望します。

1. 275㎡未満の施設も含め、全ての認知症高齢者グループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること
2. 小規模認知症高齢者グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、介護報酬の引き上げを図ること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月18日

青森県議会

## 機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書案

(発議第6号・原案可決)

慢性的に血糖値が高い状態が続くと糖尿病を発症することは知られていますが、すい臓の機能失調等による血糖値の調節異常によって発症する「機能的低血糖症」は医師ですらまだ認知度が低い病です。

機能的低血糖症は、糖の過剰摂取や過激な食事制限、過食といった食生活の乱れやストレスなどが原因となって、血糖値が急激に低下したり、低い状態にとどまってしまう疾患で、現代の食生活も誘因の一つと指摘されており、近年、研究が進むとともに、患者の数も増えております。

機能的低血糖症は、脳への血糖補給不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や自律神経にも影響し、慢性疲労やうつ状態、集中力不足、情緒不安定、記憶障害など、身体面、精神面ともに実にさまざまな症状が引き起こされることが分かっています。症状から精神疾患や神経疾患などと誤った診断をされるケースも少なくありません。また妊産婦の「低血糖症」は「新生児低血糖症」の要因となり、脳障害を引き起こすことが知られており、発達障害（自閉症スペクトラム）の危険因子の一つであると指摘されています。

この「機能的低血糖症」の診断には、糖尿病診断に用いられている常用負荷試験及び耐糖能精密検査が有効とされていますが、保険適用で行われる一般的な2時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く「無反応性低血糖症」や、4時間経過後に血糖値が急落する「反応性低血糖症」などを診断することが難しいのです。精度を高めて5時間かけて検査を行うことが必要で、さらにすい臓の機能障害の程度を診るためにはインスリン値を調べることも重要なポイントです。ところが、5時間の耐糖能精密検査は保険適用されておらず、高額な自己負担が必要なほか、実施する医療機関も少ないのが問題です。

機能的低血糖症と正しく診断されたことで、機能的低血糖症のための治療により症状が改善、社会復帰する事例は数多くあります。

そこで、「機能的低血糖症」に関する調査研究、病名の認知及び意識啓発、検査態勢の拡充等が図られるよう、以下の取り組みを国に要望いたします。

- 1、「機能的低血糖症」についての医学研究の進展と診断・治療法の普及にむけ国として調査研究を進めること
- 2、「機能的低血糖症」診断の為に5時間の耐糖能精密検査を保険適用の対象とすること
- 3、新生児の「機能的低血糖症」による障害発生を予防するため、周産期医療において妊産婦の生活習慣の改善を図るとともに、早期発見と治療の態勢づくりを推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

青森県議会

## E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書案

(発議第7号・原案否決)

F A O (国連食糧農業機構)は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています(「2018年における食糧需給見通し」09.1.16)。

こうした事態は、これまでの自由貿易万能論のゆきづまりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させることの重要性を示しています。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたW T O農業協定路線や、W T O路線を前提にした2国間・地域間の協定であるE P A ・ F T A路線の見直しを強く求めています。

日本では自公政権が「E P A戦略」を打ち出し、メキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。政権交代によって誕生した民主党政権は、日豪E P A交渉を継続するとともに、中断している日韓F T A交渉の再開に動き、さらに、日中韓F T Aに向けた国家レベルによる研究を開始しています。昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にA P E C (アジア太平洋経済協力会議)の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P)」を構築することを打ち出すに至っています。

A P E Cには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかです。

政府は「農業に影響を与えないF T A交渉」を強調していますが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。

こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねません。

いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。

以上の主旨から下記の事項について実現を図ることを求めます。

- 1、E P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P)」による農産物の関税撤廃を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定の基づき意見書を提出いたします。

平成22年6月18日

青 森 県 議 会



## 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案

(発議第8号・原案否決)

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」の受付が4月から始まり、事業が動き出しました。

「米戸別所得補償モデル事業」に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことです。

特に、政府が2月に、16万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大です。その原因は、買い入れ数量の少なさと合わせて、12,900円台という異常な安値で買い入れた政府・農水省の姿勢は、市場に“米価先安”のシグナルを発信し“過剰感”を一気に広げたことにあります。備蓄米の買い入れが米価の下落を招いたことは重大な失政といわなければなりません。

私たちは、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものと考えます。それは、今日の過剰感のある米の需給状況のままでは「米戸別所得補償モデル事業」が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できないからです。米価が下落すれば、制度上、更なる財源の投入は避けられなくなります。

したがって、「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定をはかることは緊急の課題です。

今、市場で問題視されているのはせいぜい30万トン程度の過剰ですが、もし、現状を放置すれば秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は「底なし」の状態になりかねません。今、ただちに対策をとることが強く求められています。

政府は、今回の買い入れによって国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしていますが、その中身は、05年産など、主食には不向きな30万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ30万トンの買い入れは充分、可能です。

以上の主旨から下記の事項について実現を図ることを求めます。

- (1) 08年産を含む30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること。

以上、地方自治法第99条の規定の基づき意見書を提出いたします。

平成22年6月18日

青森県議会

## 青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例案

(発議第9号・原案可決)

青森県の基幹産業である農業は、夏季冷涼で変化に富む気候、豊かな水資源、広大で生産力の高い農地、北国の風土に育まれた緑豊かな森林、そして勤勉で意欲的な担い手により、生産量や品質など多くの面で全国の中でも高い水準にあり、県経済や地域社会を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

このような豊かな農業環境のもとで行われている稲作の過程においては、大量の稲わらが発生する。これを貴重な資源として有効に利用することは、本県の農業のみならず、他の産業の振興にも資することが期待されている。

本来、農業者自らが農作業の一環として稲わらを有効利用していくべきものと考えられるが、農業従事者の減少や高齢化といった労働力事情などから、一部の地域においては依然として焼却などの処分が行われている現状がある。

ここに、農業者をはじめ、県、市町村、農業団体等が一体となって、稲わらの焼却等の処分を行わず、健康な土づくりや貴重な資源として循環させることなどによる有効利用を図ることが重要であることから、この条例を制定する。

この条例の制定により、稲わらの焼却により発生する煙による健康や環境、道路交通などへの影響が解消され、県民にとって快適で暮らしやすい環境が形成されることや、本県を訪れる観光客へのイメージアップにつながることなどの効果を期待するものである。

(目的)

第一条 この条例は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止について、県の責務等を明らかにするとともに、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を総合的に推進し、もって農業の振興、本県の経済の発展及び県民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関し啓発等必要な施策を実施するものとする。

(農業者の責務)

第三条 農業者は、稲わらの有効利用に努めなければならない。

2 農業者は、稲わらの有効利用の促進を妨げる焼却等の処分を行わないよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第四条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関し必要な施策を実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき行うものとする。

- 1 農業者による健康な土づくり（農作物が良好に生育する土壤に係る環境を整えるため、土壤に係る診断に基づき農耕の用に供される土地にたい肥等の有機質資材及び土壤改良資材を適正に施用し、適切な土壤の管理を行い、バランスの取れた土壤を生成することをいう。）を支援すること等により、安全性が確保され、安心して消費することができる農産物を求める消費者の需要に対応するため、環境と調和のとれた農業の展開を図ること。

- 二 稲わら等を資源として循環させる耕畜連携（米、野菜等の生産を行う農家と畜産業を営む農家との間の連携をいう。）の強化を図ること等により、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を図ること。
- 三 稲わらの広域的な活用に係る情報ネットワークの構築を図ること。
- 四 新エネルギー、工芸品としての活用等稲わらの新たな有効利用を図ること。
- 五 稲わらの焼却等の処分をせず、有効利用を図ることについて農業者の理解と関心を深めること。

（市町村、関係団体等への支援）

第五条 県は、市町村、関係団体等が稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第六条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

市町村に対して、稲わらの有効利用の促進を図るための施策の実施と  
焼却等の処分を防止するための対策の徹底を求める決議案

(発議第10号・原案可決)

県は、稲わらを貴重な資源として有効に利用することは、本県の農業のみならず、他の産業の振興にも資することが期待されるとの認識のもと、「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」を制定し、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を総合的に推進し、もって農業の振興、本県の経済の発展及び県民の豊かで健康的な生活の向上を図ることとしている。

よって、農業者に最も身近な市町村においても、県などと連携し、農業者が稲わらの焼却等の処分をせず、有効利用が促進されるよう、次の事項について適切に対応することを要望し、決議する。

- 1 稲わらの有効利用の促進を図るための施策を実施すること。
- 2 稲わらの有効利用の促進を妨げる焼却等の処分を防止するための対策を徹底すること。

平成22年6月23日

青森県議会

## 地上デジタル放送への円滑な移行を求める意見書案

(発議第11号・原案可決)

地上デジタル放送へ完全移行する平成23年7月に向け、現在、国、放送事業者において、取組みが鋭意進められてきておりますが、「地上デジタル放送難視地区対策計画（第2版）」においては、青森県内で1,183世帯（60地区）が新たな難視地区と位置付けられており、地上アナログ放送の停波が約1年に迫る中、大半の難視地区で地上デジタル放送を視聴するための手法や経費が示されておらず、具体的な対策が進んでいないのが現状です。また、衛星利用による暫定的な難視対策では、身近な緊急・災害情報・選挙報道など住民が必要とする地域の情報が視聴出来なくなることから地上系ネットワークの完全な整備が必要です。この難視地区は国の施策によって発生したものであり、国が責任を持ってその解消を図るべきであります。

よって本議会は、現在のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、国として山村地域等条件不利地域の難視地区を解消し、地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策を講じるよう、強く要望いたします。

### 記

1. デジタル中継局整備に当たっては、放送事業者の自助努力とする基本原則により整備を進め、地方自治体への新たな負担や、電波状況等による地域間格差が生じないように配慮すること。
2. 辺地共聴施設の整備に当たっては、難視地区が生じないように補助制度の充実等適切な措置を講じること。
3. 新たな難視地区対策に当たっては、市町村や住民に対し、専門家による助言など必要な支援策の充実を図っていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成22年6月23日

青森県議会